

ご注意！

住民税通知書にマイナンバーが勝手に記載される!?



5月より住民税特別徴収税額通知書（下図）が順次発送されています。以下の自治体の場合、マイナンバーを預かっていない従業員の分まで、勝手に番号が記載されます。番号法にも憲法にも違反する重大な問題です。

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

課税市町村名

地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに市町村税率条例 条の規定によって、平成 年度 給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

平成 年 月 日

マイナンバーがここに…

特別徴収税額	課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額
6月分				
7月分				
8月分				
9月分				
10月分				
11月分				
12月分				

（備考）

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	氏名	個人番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	納付額

（備考）

第三号様式（用紙日本工業規格B4）（第二条）

【マイナンバーを記載する大阪の自治体】

大阪市、豊中市、茨木市、島本町、摂津市、枚方市、交野市、柏原市、松原市、千早赤阪村、堺市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市
 *大阪市の場合は、通知書には番号記載しないが、別途マイナンバーを記載した用紙を郵送。
 *他府県の自治体については、そこへ直接お問い合わせください。

【マイナンバーを記載すると何が問題？】

- ①事業者は、番号を預かると厳重管理が求められ、漏らせば刑事罰に
- ②従業員にとっては、番号が勝手に知られ、プライバシー権の侵害
- ③番号を記載する法的根拠がないので、自治体の行いは違法

マイナンバーは憲法違反！今すぐ中止を！

どうしよう…お悩みの方はすぐに民商へ！

中小業者のなんでも相談 土日もOK(午前10時から)

☎0120-22-0000

詳しくはwebで

民商おおさか

ウェブ検索



ご相談・ご質問・お問い合わせは
 福島民主商工会
 06-6448-1961

大阪市福島区福島4丁目2番45号
<http://fukushimaminsho.jp>